

# 2024シーズン夢パス利用規約

## 第1条【本規約の範囲】

本規約は、株式会社奈良クラブ(以下「当クラブ」)が運営する奈良クラブ夢パス(以下「夢パス」)に関して、第4条に定める加入者による利用の一切に適用されるものとします。

## 第2条【本規約の発効】

本規約は、加入希望者本人が所定の事項を入力し、当クラブへ申込書を送信した時点より効力が生じるものとします

## 第3条【本規約の変更】

当クラブは、所定の方法にて加入者へ通知することにより、加入者の了承を得ることなく本規約を変更、追加、廃止する事が出来るものとします。変更後の規約につきましては、当クラブが別途定める特別な場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発揮するものとします。

## 第4条【加入】

加入者は本規約を承認のうえ、所定の申込手続きを経て、夢パスを受け取ります。※申込には保護者の同意を必要とします。(申込を行った時点で、保護者の同意を得たものとみなします。)

## 第5条【目的】

当クラブはスポーツ、文化活動を通じて奈良の地域貢献、発展、活性化を図る目的で作られ、会員はその一員としてクラブの活動をサポートし、共にクラブの発展、奈良の発展のために尽力します。

## 第6条【入会方法】

利用規約をご承諾の上、当クラブ所定の方法により、申し込みをされ、当クラブが審査の上入会を承諾した方を正式に加入とします。

## 第7条【夢パス】

- 1.当クラブは加入者に対し、当クラブが発行する夢パスを当該者の有効期間内に供与します。
- 2.夢パスは加入者本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、または担保提供などすることは出来ません。
- 3.夢パスの再発行は有償となります。

4.加入者本人の住所変更等が発生した場合は、速やかに当クラブへ届け出るものとします。届け出がない場合に生じた問題については、当クラブは何ら責任を負わないものとします。

#### 第8条【加入者特典】

1.加入者は当クラブが設定する各種特典について、当クラブが指定する方法により受けることができます。措置をとるものとします。又、当クラブは、当該規約及び運営上の点から不適当と判断した情報について、掲載停止又は削除することが許されます。但し、当クラブが当該情報を掲載停止又は削除をする義務を負うものではありません。

#### 第9条【有効期間】

1.夢パスの資格を取得した者の有効期間は、2024明治安田J3リーグ奈良クラブホームゲーム全試合に限ります。

#### 第10条【強制資格失効】

加入者が以下の事由のいずれかに該当した場合や、当クラブより一定の期限を定めた改善通知、若しくは催告を受けたにも関わらずその事由が改善されない場合、当クラブは当該会員への事前の通知、承諾なく、直ちに資格を失効させることが出来るものとします。

- A.当該加入者が本規約に違反した場合
- B.当該加入者の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
- C.当該加入者の社会的信用が著しく低下した場合
- D.その他、当クラブが当該加入者を不適格と判断した場合

#### 第11条【加入者データの守秘義務】

当クラブは、第三者に対し、公開されるプロフィールやデータ以外の個人情報、提出書類、その他利用に係る情報を開示及び漏洩しないものとし、証明書類等は当クラブの限られたスタッフのみが閲覧可能な体制をとるものとします。また、個人情報はクラブ運営の業務遂行上、必要な限りにおいて利用いたします。但し、以下の場合においては情報を開示出来るものとします。

- 1.加入者の同意を得た上で開示する場合。
- 2.裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他、裁判所及び行政の判断に従い開示する場合。
- 3.金融機関等に対し、当クラブへの金銭債務の支払及び回収に必要な範囲においての情報を開示する場合。

#### 第12条【免責事項】

当クラブは以下の事項に関して責任を負わないものとします。

- 1.当クラブを通じて提供される情報に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性において、当クラブは一切の責任や保証を負わないものとします。
- 2.加入者の蓄積した情報等が、本人の削除以外の形で消失したり、他者により改ざんされた場合、当クラブは技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害賠償義務は免れるものとします。
- 3.加入者と他の加入者、或いは第三者との間で紛争が生じた場合、加入者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、各種特典について、追加、変更が生じた場合は、当クラブ所定の方法で加入者に通知するものとします。
- 4.当クラブの活動に起因して生じた加入者間又は第三者との紛争、交流・交際におけるトラブル、その他個人的な問題が発生した場合、当クラブは一切関知しないものとします。

#### 第13条【情報の管理】

やむを得ない事由により設備が故障した場合、情報が消失する可能性があることを会員は予め承諾するものとし、当クラブに登録し情報に対しては、当クラブシステムの故障による消失を防止するために必要な当クラブに損害を与えないものとします。但し、加入者の申し出があった場合、当クラブはしかるべき助言、若しくは仲介の手きを行うものとします。

#### 第14条【附則項目の追加】

当クラブは、本規約に対し、必要に応じて自由に附則項目を追加する事が出来るものとします。

株式会社奈良クラブ

OFFICE:630-8441奈良市神殿町667-1ウズシオパーク1F

TEL:0742-93-3815

FAX:0742-93-3816